奈良市民だより

昭和26年7月14日印刷
昭和26年7月15日發行

奈良市民だより
【第十一號】

發行所
奈良市役所広報調査課

印刷所　奈良共同印刷

農業委員會 發足

民主的な農民の代表機関

農業委員会法（法律第八八号、三月三十一日公布）が施行され、来たる七月二十日に、始めての市農業委員会委員選挙が、又八月二十一日には県農業委員会委員選挙が行われます。

①農業委員會の發足

農業委員会は従来、農地改革を担当してきた農地委員会、食糧の供出割当などの業務にたずさわつていた農業調整委員会、農業技術の改良普及事業を行つてきた農業改良委員会の以上三つの委員会を統合して、農業行政の立場から一層農家の方の声を反映させるため綜合性をもつた民主的農民代表機関として、新しく農業委員会法にもとずいて発足することになりました。

②農業委員會法の目的

農業委員会法は去る第十国会の議決を経て三月三十一日公布即日施行され、全文五章五十一條から成り、その第一條に、この法律の目的について次のように示されております。

△この法律は、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄與するため、都道府県及び市町村に農民の代表機関として農業委員会法を設け、その所掌事務の範囲及び組織を定めることを目的とする。

③委員會の構成

委員会は原則として市町村、都道府県に置くことになつており、本市では現在の地区農地委員会の区域（奈良、東市、平城、大安寺）毎に設置されます。

委員の任期は二年で選挙権を有する農民によつて選挙された一五人の委員と、学識経験者から、右の委員の過半数の推選にもとずき市長が選任する五人以内の委員とで構成され、これらの委員が会長を互選する。

④委員會の職務

委員会の所管事務は、二つの異なつた性質のものが属している。即ち（1）は執行機関となつて処理する事務であつて、従来の農地委員会の担当の自作農創設などの仕事をすること。

（2）は市長の諮問機関としての農地の開発、改良、保全、生産條件の整備、農業技術の改正、農業経営の合理化等について市長に建議答審する。

以上が今度新らしく発足することになつた農業委員会の大要でありますが、これによつて農業経営の合理化並びに農業生産力の発展に寄與するべく第一歩をふみだすことになりました。

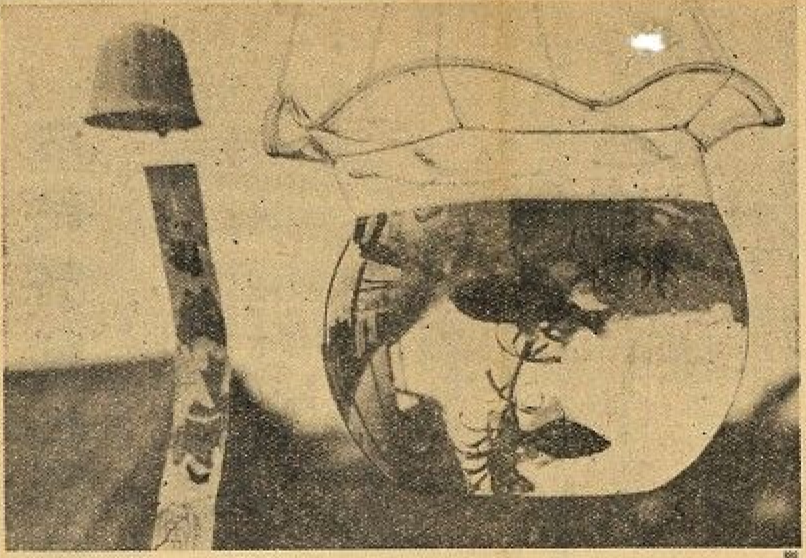

夏のスナップ

民生委員（児童委員）の改選

△委員の任務

従来民生委員は方面委員時代より余りにも過重なる技術と事務を強いられたため委員本来の仕事に力を注ぎ得なかつた状態でしたが幸い昨年より社会福祉主事が設置せられ援護家庭の調査指導等を専門的に取扱うことになりましたので、此処に始めて委員は過重なる技術と事務より離れて本来の姿に立ち帰つたわけであります。その職務としましては児童福祉法、身体障害者福祉法に伴う協力は勿論のこと準援護家庭の指導、社会福祉事業の経営推進及び協力等又は援護家庭の発見多くの奉仕者としての貴い仕事があるわけでありますが委員は委員、役所は役所ということなく相談、協力をしながら今後も一体となつて進みたいと思います。

△委員の改選方法

奈良市民生委員の任期が来る七月二十三日をもつて満了となり現委員百五十名が一斉に改選せられることになつた。この改選について市民生委員推薦会という機関がありその下部組織に各校区は八名からなる分科会が設けられています。市推薦会は分科会から選ばれた二十一名の委員をもつて構成せられていて七月三日市役所におきまして市推薦会を開催し今回の民生委員推薦についての具体的な方針を大略左記のとおり協議し各分科会は七月十一日午前中に民生委員適格候補者を各校区の定数以上選衡の上具申することになつた。市推薦会は各分科会より具申のあつた人を七月十二日委員会を開催し選衡することになつている。

△委員としての資格

（イ）選挙権を有すること

（ロ）人格識見高く、広く社会の実情に通じかつ社会福祉の増進に熱意があつて児童及び妊産婦の保護、保健、その他福祉に関する相談に應じ指導し得る素養を有すること

（ハ）職務遂行に相当の時間を割き得る余裕を有すること

（ニ）本来の職務が多忙のため、若しくは高齢、病弱等のために民生委員としての職務を行うことの困難な者又は破廉恥罪を犯しその他民生委員たるにふさわしくない実情にあるものは不適格者であること、尚民生委員の地位を政党又は政治目的のために利用せんとするものも不適格者であること

○校区別の民生委員新定数は別表のとおりです。

校区別	椿井	鼓阪	飛鳥	済美	佐保	大宮	都跡	大安寺	平城	東市	計
委員定数	十二人	十四人	十七人	十七人	十七人	十四人	十一人	五人	五人	八人	百二十人

▽市議会を傍聴するには

△傍聴しようとする者は傍聴人受付簿に住所、氏名職業、年齢を書いて係員の指示によつて静粛に傍聴して下さい。

△傍聴席が満員の場合や傍聴が禁じられた場合には入場することはできません。

△傍聴人は傍聴中

1、帽子、外套の類を着用しないこと
2、傘、杖の類を携帯しないこと
3、飲食又は喫煙しないこと
4、議員の言論に対して批評を加え又は可否を表さないこと
5、私語、談笑しないこと
6、喧騒に渉つて会議の妨害をしないこと

△傍聴人は一切議場内に入ることはできません

△次の事項に該当する者は傍聴席に入れません

1、危險物を持つた者
2、酩酊している者
3、精神異常者、又は白痴
4、異様な扮装をしている者

（奈良市会傍聴人規則より）

自治講座

地方公共團体において —処理する事務—

◇地方公共團体が行うことのできる事務と行うことのできない事務

イ、地方公共團体が行うことのできない事務、いくら地方自治が強化されたといつても、都道府県や市町村が国全体の秩序を乱すような活動を勝手にすることは許されない。この趣旨からして、地方自治法においても、ある種の事務を地方公共團体が行うことを禁止し、この種の事務はすべて国が直接に行わなくてはならず、どんな形式によるにせよこれを都道府県や市町村に行わせてはならないものとされている。この種の事務としては例えば、①民事・刑事の裁判を行う事務②犯罪者に刑罰を加え、裁判官に対する懲戒の場合の如く国家が国家の権力によつて懲戒を行う事務③国営の鉄道、自動車、電信、電話等の事務④郵便事務⑤官立の各学校、試験研究所、博物館、図書館等を管理する事務⑥国立病院、国立癩療養所、国立結核療養所等を管理する事務⑦国の燈台、航路標識、航空施設、氣象台、測候所、水路等を管理する事務が定められている。

ロ、地方公共團体が行うことのできる事務…イにおいて述べたような、特に国家が直接行わなければ国の秩序を乱すおそれのある事務以外のものについては、原則として地方公共團体が自己の事務として行うことができるものとされている然しながら、このような事務を地方公共團体が行うについても二つの制限が附されていることを忘れてはならない。その一つは、地方自治法が施行された時、即ち昭和二十二年五月三日以後、新しく、義務としての国の仕事を行わせる場合には、必ず法律か政令の規定によらなければならないこと。第二は、法律、政令及び命令によつて、地方公共團体が処理することを禁止されている場合は、たとへ当然地方公共團体が行いうる事であつても、これを行うことができないとされていることがこれである。地方自治法第二條第三項においては、地方公共團体が行うことのできる事務を一号から二十一号までの種類に分けて極めて多数の例を示しているが、ここにあげられている事務のみが、地方公共團体の行うことのできる事務のすべてではなく、又これらの事務を行うに当つても前述したような二つの制限が存在することを注意する必要がある。

◇地方公共團体が行うことのできる事務の種類

一般に地方公共團体の行う事務には、固有事務、委任事務及び行政事務の三つの種類があるとされているこれを地方自治法第二條第二項の規定にあてはめてみるとこの規定によつて地方の公共團体が行う事務は①その公共事務②従来法令により及び將来法律又は政令により普通地方公共團体に属するもの③その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないもの、以上三種類とされているが、この中①が前述の固有事務②が委任事務③が行政事務に該当するわけである。

固有事務とは、地方公共團体が本来固有に処理する権限をもつている事務であつて、公共の福利増進のための事務をいい、委任事務とは、国又は他の地方公共の團体から、特にその処理を委任を受けて、その地方公共團体が行う事務であり、最後の行政事務とは、その地方公共團体の区域内の事務から右の固有事務及び委任事務を除いた事務で、特に法令によつて地方公共團体が行うことを制限又は禁止されていない事務をいうのである。

東京都において第十回全国市長会議開催さる

去る六月廿五、六の両日に亘つて東京都丸ノ内工業倶楽部で全国市長会議が行われました。全議案を三つの委員会に附託して第一委員会においては行政関係、第二委員会においては財政関係、第三委員会においては

生産[illegible]ますので[illegible]は勿論一般市民の方も奉つて御来場下さい。

公納堂町

元興寺の公納所で、封戸料米などを納める正倉のあつたところから名づけられたもので、現在町の会所がその跡だといわれている。

清水町

その昔ここに美しい清水があつて、西大寺東塔の心礎をわるために使用した清酒をその清水で醸造したといわれ、南都醸造の濫觴といわれ、その清水がそのまま町名になつたという。

花園町

南都七大寺の一つであつた元興寺の佛様に供える花を栽培した花園のあつたところから町名となつたという

笹鉾町

昔手搔会（てがいえ）の行われた際、その町から会式に使つた笹鉾をここから出したのでこれが町名となつたという。

市民集會と討議（ディスカッション）

市民の声で明るい奈良市の建設へ

言論の自由、思想の自由とは決して各自が思い思いのことをいい勝手なことを考えるということではありません。民主政治とは「ディスカッション」と説得とによる政治であると言つた人がありますが、ディスカッションにより、進むべき道を決定することが民主主義の根本原則です。ディスカッションにおいては意見の優劣を競うのではなく意見そのものの價値が重んぜられるのであり、皆の考えが一致することを望まない場合もありますが、それよりも多くの異つた考えの出ることを望むものです。又その決定を各自に强制するのではなく各自ディスカッションを通じ夫々の立場で実行できる結論を得ることを重んずるのです。從つてディスカッションにおいては結論が出なくても一致点が見出せなくても、一致しない点とその理由が明らかである限りその会は成功であり、その問題の重要性が一同によく徹底し、その刺戟により後々迄も各自が興えられた材料により眞面目な研究を続け又人生に対し新らしい理想と視野が興えられることとなればそれは大きな收穫を得たものということができます。

○ディスカッションの型

1、講話法
一人が演壇に立ち講演した後で聽衆に答える方法、特定の講師から意見や報告を聞くことを希望し又その人に対し質問する機会をつくりたいという目的の場合

2、対話法
一人の人が面議し他の人に質問し或はある興味ある問題について討議する方法

3、パネルディスカッション
選ばれた数人の人が一人の議長の下にディスカッションし進行につれて聽衆も加わるディスカッションの形式。大きな團体に適用され又大抵いかなる場合においても理想的な方法

4、グループディスカッション
グループがテーブルの廻りに適当に座り打解けて会話的に討議する方法

○ディスカッションに欠くべからざる四つの要素

1、討議の中心となる問題は関係者にとつて興味あるものであること
問題は相反する異つた要素を持ち意見の相違や思考の困難が起り得るものであること

2、ディスカッションの問題について興味を持つ人々の集りである事

3、全員は寛容の態度をもつこと、それは他人の意見に対し、喜んで傾聽する態度である事

4、ディスカッションを旨く指導し、会がだれないように常に活氣を持たせることに熟練した指導者を得ること。

以上はディスカッションの概要について申述べたのでありますが現在市と各市民クラブとの共催で校区毎に毎月実施しております市民集会は大体①の講話法の形式で行なつております。この市民集会は今後も続行されますから市民各位はお互いの日常生活を、より良い市政の建設するためにも多数御来会下さるようお願い致します。
七月市民集会は次の議題で夫々活發に行なつております。

小学生の皆さんへ

夏休みを楽しく過しましよう

▲夏休みはなぜあるのでしようか

私達の心をおどらせる夏がきました。思うだけでも心がわくわくするような楽しさが待つていてくれる夏休みはもう直ぐです。夏は暑くて苦しいから私たちは学校を休んで家にいるのでしようか。そんなに私たちは弱虫ではありません。暑さぐらいなんとも思わない元氣な私達です。

それではなぜ夏休みがあるのでしよう。八月頃は日本では一番暑い時です。いくら私たちは元氣だと思つていても、大人も子供も知らぬ間に体が疲れて、あたりまえの仕事ができなくなつているのです。だから教室で、皆んなそろつてする勉強も、力を入れるわりにはねうちが少いのです。それよりもこの間は、山や野に出て日にあたり、のびのびと楽しい、そしてためになる色々のことを、自分から進んで考えたり、計画したりして、心や体をきたえるのが夏休みの目的です。

▲良い計畫をたてましよう

こう考えてくると夏休みは、家でぶらぶらしていてはなんのねうちもないことがわかります。ではどうしたら学校へ行くいじようのねうちがある夏休みの勉強ができるのでしよう。私達が勉強するのは、丈夫な体で、人まねではない自分で考えた賢い考えや、誰もまねられないようなうでまえを持つて、世の中の人と力をあわせて、世の中の悪いところは直し、良いところはもつと良くするのに役立つ人になるためです。そうすると、この夏休みもぼんやりとは、しておられない氣がします。そこで、自分に一番都合の良い夏休みの計画を立てることが、最初の大事な仕事です。計画をたてる参考になるようなことを次に書きます。

▲身体を丈夫にしましよう

さきにも言いましたように、夏は誰でも体が疲れ易く、又病氣になりやすい時です。まず病氣にならない注意がかんじんです。ことに、夏は胃や腸が弱りますので、特に食物に氣をつけねばなりません。食べ過ぎや冷い食物や飲物には特別氣をつけることです。それからねびえも体をいためます。夏はことに疲れやすいので、体をやすめることも忘れてはなりません。夜ふかしをしてねむる時間が少ないことは病氣のもとになります。

こうして体を病氣から守るのと一緒に、夏の日にあたつて、ほどよい運動をしなくては強い身体になれません。朝早く起きて涼しい公園を散歩したり、ラジオ体操に参加したり、野球、水泳、虫とりなど、外で体をきたえるのです。夏休みがすんで学校へ行つた時、顔色が青白く弱々しく見えるようでは、折角の休みが役に立たなかつたことになります。

▲自分の一番得意なことをうんとけいこしましよう

人は皆えらいのです。だめな人は一人もありません。どの人にも、誰にもまねのできない良いところがあるものです。私たち一人々々考えても、得意な学科やうでまえをもつているでしよう。夏休みはその得意な学科や、うでまえをうんとのばすのに一番よい時です。

いつもは忙しくて、好きな本も、ゆつくり読めないのですが、今は思う存分読めます。前から作りたいと思つていた本箱も、今はゆつくり工夫して作れます。理科の研究も思いきりくわしくできます。

こうして、自分の特別やりたいと思つていたことをこの休みの間にやりとげることができるのです。こうすれば、人にまねのできないすぐれた考えや、うでまえを次第に身につけることもでき、自分で計画したことを、すつかりしとげて、ほんとに楽しい氣持になることができるのです。

▲皆とたすけ合いましよう

いくら良い考えや、うでまえを持つていても、皆とたすけ合えないような人はその値打があらわれません。自分の得意なうでまえで、互に力を合わせてこそ偉い人なのです。こんなことも夏休みにはよくできます。子供会で楽しい行事を計画します。朝早く起きて町内の掃除をします。一人では大変な仕事でも、皆とすれば楽しく早くできます。学校では主に相手は自分と同じ年の子ですが、今は大きい人も小さい人もいます。ほんとのたすけ合いはこんな時によくできるものです。

▲世の中で守らねばならない心がけを学びましよう

世の中で役に立つ人は以上にかいたことの外に、色々な良い心がけを持つています。それは

（1）夏休みには先生にも長くお会いしません。先生にお手紙をさしあげて、自分のようすをおしらせするのは、先生への礼儀です。又私たちはよその家へまねかれたり、家へお客様を迎えたりします。その時にも礼儀正しくふるまうことは自分のねうちを高めることになります。

（2）子どもの時からよく働く心がけをもつた人は、大きくなつても幸福に暮します。家の仕事を手傳つて、働くことの嬉しさを味わいましよう。

（3）昔から世の中につくしたえらい人は、皆んな時間を守つて、規律正しい生活をした人です。時間をむだに過すような人は決して偉いとはいえません。私たちも学校にいる時のようにサイレンが鳴つて、次の仕事を教えてくれる先生もいません。すべて自分の考え通りになるのです。きちんとした一日を過すように心がけましよう。あそびに氣をとられたり、晝寢ばかりしたくなるようなときは氣をつけねばなりません。

▲強く正しく暮しましよう

おしまいに私達が、一番氣をつけねばならないことは心を強く持つことです。これは良くないとわかつている時は、断じてそんなことはしないことです。良いなと考えたら、どんなに苦しくてもやりぬくのです。悪いお友だちにさそわれても、自分はしないと相手に強く言いきれる強い心を持つことなのです。そしてなお、相手にもやめるようにすすめてあげることです。このあいだも先生から池へ入るのは危いからやめるように言われたところです。それでもかくれて池へ入りたがる人がいます。こんな人にさそわれないだけでなく、池に入らないように止めてあげるような心がけをもつている人こそ、この夏休みを、立派なよい勉強にする人のできる人でしよう。

夏休みがすんでから、しまつたと、もつとやつたらよかつたとこうかいしないような良い夏休みを送るようにしましよう

（市学務課より）

愛犬家の方々への御注意

今迄の野犬狩は定期的に行つておりましたが今後縣では事前通知なしに野犬狩を行いその徹底を期すことになりました。この野犬狩に縣の指定捕獲人でない犬泥棒がまぎれておりますから愛犬家の方々は特に御注意願います。縣指定の捕獲人は縦十糎横四十糎の腕章と本人の写眞を貼布した身分証明書を常に持つておりますからもし不審と思われた際は身分証明書を見せて貰つて下さい

7月市民集會實施予定表

校区	日時 日	日時 午後	議題	講師名	会場
都跡	六日	八時	○市民税の賦課について ○市財政の運営について	上田 市税務課長 川尻 市庶務課長	都跡公民館
大宮	七日	八時	○市民税の賦課について	上田 市税務課長	三條会館
大安寺	十日	八時	○農政について ○国民健康保険と診療所の設置について	宮本 市農務課長 松田 市衛生課長	公民館（元教護室）
飛鳥	十一日	八時半	○市民税の賦課徴收について	上田 市税務課長 梓阪 市徴税課長	小学校礼法室
東市	十四日	九時	○公民館とは如何なるものか	金星 市社会教育課長	中学校講堂
椿井	十八日	八時	○市税の賦課徴收方法について	上田 市税務課長 梓阪 市徴税課長	小学校講堂
済美	二十日	八時半	○改正所得税の申告と課税基本について ○夏期衛生について ○遊泳について ○事業税の賦課方法について	税務署 外賀 直税課長 平井 市診療所長 天理教文教部 谷田 体育主事 縣税事務所 矢木 主事	小学校講堂
鼓阪	廿一日	八時	○二十六年度実行予算について ○市民クラブの在り方について	川尻 市庶務課長 吉田 市広報調査課長	小学校作法室
平城	廿三日	九時	○市民税賦課條例について ○教育問題について	上田 市税務課長 稲葉 市学務課長	公民館
佐保	廿四日	八時	○防疫について	東 縣標準保健所 普及課長	小学校講堂

市營厚生住宅の完成迫る！

申込受付 自昭和二十六年七月十五日 至〃八月廿五日

去年十一月に完成した八反田市営厚生住宅に引続きまして市民各位の要望に應え建築を急いでいた法蓮町東垣内（不退寺東側）の市営厚生住宅二十戸は八分通り建築が進み近く完成する運びになりましたのでこれの申込受付を本月十五日より同月二十五日迄の十日間に行います

○申込のできる方

一、海外引揚者の住宅困窮者であつて市内で独立の生計を[illegible]

すが其の間隙をねらつてのしわざで、鉄フタがない場合、土砂が埋まり心なき人のために一朝事有る時に小火が、大火になるばかりでなく夜間の歩行も危險を生じるので、市警に連絡の上調査に当つております。このように重要な施設なので消防法ではみだりに消火栓又は消火の用に供する貯水施設を損壊し又は撤去した者は五年以下の懲役に処せられることになつております。消火栓はカツトのような鉄フタで市内道路にいたる所に敷設して有りますので「不届者を発見された方」又「此の種器具を売却に来た場合及見た方は」市警なり消[illegible]下さいまし[illegible]に御協[illegible]